



# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を 改正する法律の施行等（JCM関係）について

～2025年4月1日からの変更事項を中心に～

2025年3月  
環境省



- 1. JCMの実施に係る規則及び体制の変更について**
  - ① 関係法令**
  - ② 指定実施機関**
  - ③ 事業者等の位置付け**
- 2. JCMクレジットとSHK制度について**
- 3. 日本国JCM登録簿に係る運用の変更について**

## 1. JCMの実施に係る規則及び体制の変更について

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正法）によって**JCMが法制化**。2025年4月1日以降、JCMは、温対法、同法施行令、及び関係省令に基づき実施。

改正法の施行に伴い、JCMに関する事務を一元的に所掌する**指定実施機関**を設置。

## 2. JCMクレジットとSHK制度について

○2021年1月1日以降に削減・吸収の効果が発生したJCMクレジット

- 温対法に定める「**国際協力排出削減量**」に**該当**し、無効化することで従来通り**SHK**制度における**控除**の対象とすることが**可能**。

○2020年12月31日以前に削減・吸収の効果が発生したJCMクレジット

- 2025年3月31日までに発行されているクレジットについては、温対法改正時の附則において「国際協力排出削減量」に該当するものとみなすこととしており、取消しすることで従来通り**SHK**制度における**控除**の対象とすることが**可能**。
- 2025年3月31日までにクレジットの発行には至っていない場合でも、**2025年3月31日までにプロジェクトの事業設計書(PDD) についてのパブリック・インプットが開始されている場合には、SHK制度における控除の対象とすることが可能**（経過措置規程がSHK制度の関連告示に規定）。

## 3. 日本国JCM登録簿に係る運用の変更について

2025年4月1日以降、日本国JCM登録簿において保有口座の開設、JCMクレジットの振替、証明書の交付の手続きを行う場合、**所定の手数料**の納付が必要。

# 1. JCMの実施に係る規則及び体制の変更について ①関係法令

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正法）によって**JCMが法制化**。改正法施行日（2025年4月1日）以降、JCMは、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（法）、同法施行令（令）、及び関係省令に基づき実施。

## JCMの実施に係る関係法令等

現行

JCM実施要綱・約款

▶ 2025年4月1日（改正法施行）以降

▶ 廃止予定

### JCMの法制化

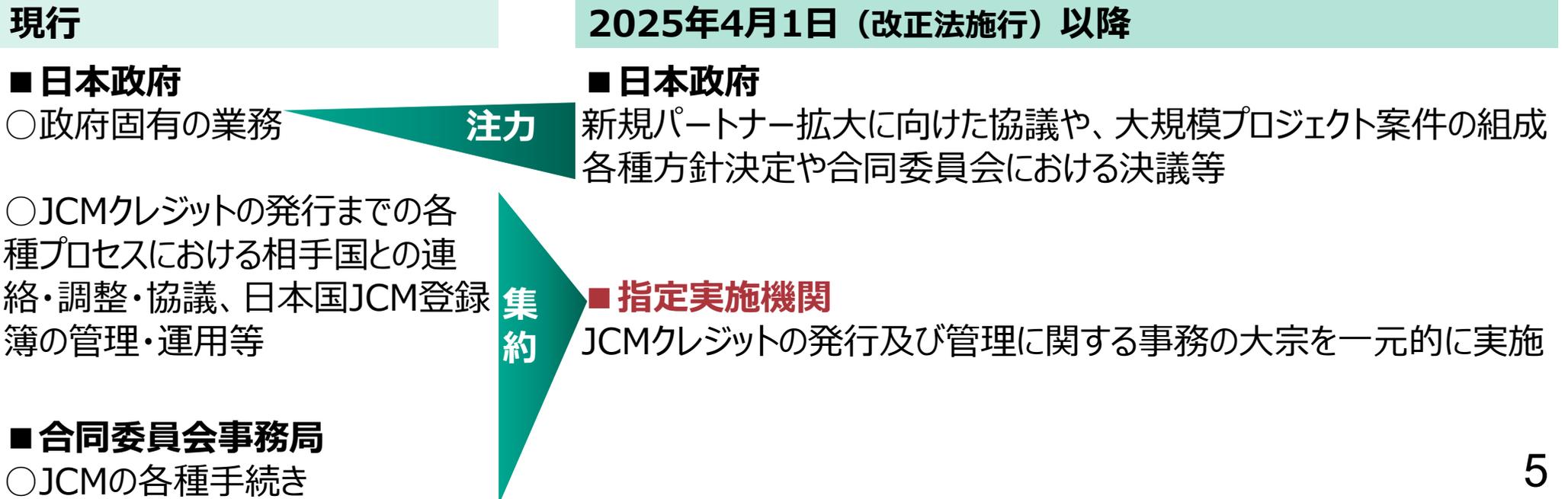
- 【法律】改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第9章の2
- 【政令】改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5章
- 【省令①】国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）
- 【省令②】国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和7年経済産業省・環境省令第1号）
- 【省令③】地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第2号）

# 1. JCMの実施に係る規則及び体制の変更について ②指定実施機関

- 改正法の施行に伴い、これまで政府と合同委員会事務局が担当した事務を一元的に所掌する**指定実施機関**を設置。
- 2025年4月1日以降、JCMの実施に係る各種手続きは指定実施機関に対して行う。なお、指定実施機関の具体的な連絡先等については、同日以降に環境省のホームページ等において案内予定。

## 【参考】 JCMの実施に係る体制

- ✓ 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施している事務を**指定実施機関において一元的に行う体制を整備し、業務を効率化**。
- ✓ 政府と指定実施機関の役割を分担し、**JCMのさらなる推進**を目指す。



## ■ JCMのプロジェクト参加者

- 法においては、「排出削減等協力事業者」（温対法第57条の4第1項）に該当。また、**2025年4月1日時点でプロジェクト登録が完了**している場合、当該プロジェクトを実施するプロジェクト参加者も「**排出削減等協力事業者**」に相当するものとして取り扱う。

## ■ 第三者機関（TPE）

- プロジェクトの妥当性確認及び排出削減量の検討等を実施するTPEは、法においては、「**認定検証機関**」（温対法第57条の3第2項）に該当。従前のTPEについても「認定検証機関」に相当するものとして取り扱う。

## ■ 法人保有口座及び口座名義人

- 法人保有口座は、温対法において「**法人等保有口座**」（温対法第57条の6第1項第2号）に該当。
- 当該口座名義人は「**法人等保有口座名義人**」（温対法第57条の8第1項）に該当。
- 2025年4月1日以降においても日本国JCM登録簿に法人保有口座の開設を受けている場合は、当該口座は「法人等保有口座」と、当該口座名義人は「法人等保有口座名義人」に相当するものとして取り扱う。

※「日本国二国間クレジット制度（JCM）実施要綱」及び「日本国での二国間クレジット制度（JCM）利用に関する約款」は廃止される予定ですが、法人等保有口座名義人におかれましては、2025年4月1日以降に、口座の新規開設や振替申請のタイミング等において、約款とほぼ同等の内容の誓約書を提出していただく予定です。

## 2. JCMクレジットとSHK制度について

### ○2021年1月1日以降に削減・吸収の効果が発生したJCMクレジット

- 温対法に定める「**国際協力排出削減量**」に**該当**し、無効化することで従来通り**SHK**制度における**控除**の対象とすることが**可能**。

### ○2020年12月31日以前に削減・吸収の効果が発生したJCMクレジット

- 2025年3月31日までに発行されているクレジットについては、温対法改正時の附則において「国際協力排出削減量」に該当するものとみなすこととしており、取消しすることで従来通り**SHK**制度における**控除**の対象とすることが**可能**。
- 2025年3月31日までにクレジットの発行には至っていない場合でも、**2025年3月31日までにプロジェクトの事業設計書(PDD) についてのパブリック・インプットが開始されている場合には、SHK制度における控除の対象とすることが可能**（経過措置規程がSHK制度の関連告示に規定）。

## JCMクレジットのSHK制度への活用可否

		JCMクレジット発行日	
		2025年3月31日まで	2025年4月1日以降
排出削減・吸収の実現タイミング	2020年12月31日まで (pre2021ビンテージクレジット) * NDC活用不可	国際協力排出削減量とみなされる = <b>SHK制度活用可</b>	<b>SHK制度活用不可</b> ※経過措置により、2025年3月31日までにPDDのパブリック・インプットを開始したプロジェクト由来であれば可
	2021年1月1日以降 * NDC活用可	国際協力排出削減量とみなされる = <b>SHK制度活用可</b>	国際協力排出削減量として発行 = <b>SHK制度活用可</b>

### 3. 日本国JCM登録簿に係る運用の変更について

#### ■ 振替等に係る手数料の徴収

- 2025年4月1日以降、日本国JCM登録簿において以下の手続きを行う場合、温対法62条及び温対法施行令29条の規定に基づき、**所定の手数料の納付**が必要。

手続き	手数料
法人等保有口座の開設の申請	14,400円
国際協力排出削減量(JCMクレジット)の振替の申請 ※クレジットの無効化等、政府保有口座へ無償で移転する場 合には免除	2,500円
法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求	1,200円

- 手数料の納付方法は、指定実施機関が指定する口座への振り込み。  
※具体的な振込先等は申請者に対して指定実施機関から連絡予定。  
※2025年4月1日以降発行のpre2021ビンテージクレジットの振替は手数料徴収対象外。

#### ■ 振替等の申請手続き

- JCMクレジットの振替等の日本国JCM登録簿に係る各種申請については、**指定実施機関に対して所定の申請様式及び添付資料を電子媒体にてメール送付**。
- 上記の各種申請については、指定実施機関が振替等に係る手数料の納付を確認した上で対応。
- 具体的な申請方法は4月1日以降にJCM登録簿ウェブサイト等でお知らせする予定。

## \* 問合せ先

- 当該説明資料につき、御不明点等ございましたら、以下の連絡先まで御連絡ください。

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

電子メール宛先：jcm-contact★env.go.jp（★を@に変更して送信してください。）

電話：03-5521-8246

（10:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日を除く））

＜国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施＞

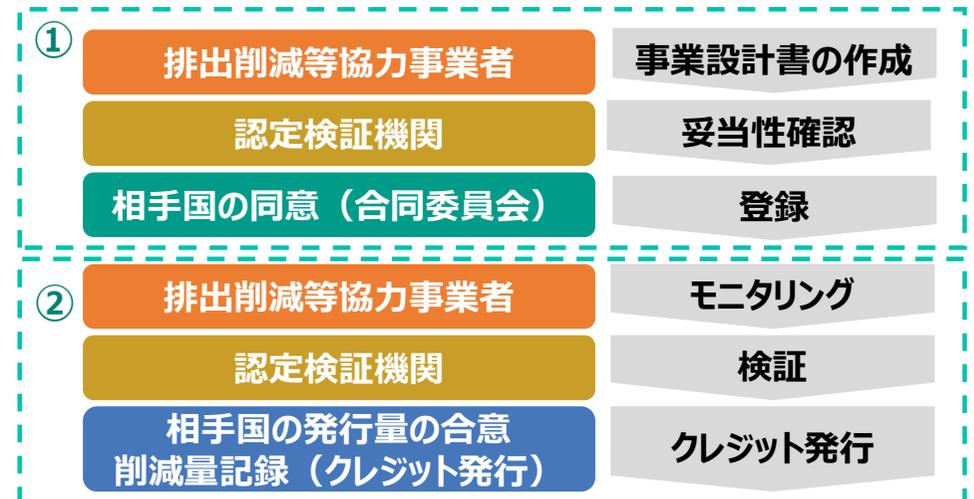
- 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類（事業設計書） その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとすること。  
（第57条の2第1項関係）
  - 主務大臣は、協議の結果、相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとすること。  
（第57条の2第5項関係）
- ※国際温室効果ガス排出削減等協力事業：JCMの取決めに基づいてパートナー国で行う、温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する事業

＜削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録＞

- 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施することについて、相手国の権限ある当局の同意があった旨の通知を受けた者（排出削減等協力事業者）は、その実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の記録の申請書を主務大臣に提出するものとすること。  
（第57条の4第1項関係）
- 主務大臣は、提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるものとすること。  
（第57条の4第4項関係）

□ プロジェクトの事業設計からクレジット発行に至るまでの一連のプロセスにおける、主務大臣の事務を規定

- ① 事業者による事業設計書の作成から、認定検証機関・主務大臣による確認及び相手国との協議、同意を経て、**JCMプロジェクトが登録されるまでのプロセス**
- ② 事業者による**JCMクレジットの発行申請**から、主務大臣による確認及び相手国との協議、同意を経て、**発行に至るプロセス**



□ 認定検証機関（第三者機関）に関する規定を整備

＜国際協力排出削減量口座簿の作成等＞

- 主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転（国際協力排出削減量の管理）を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとすること。  
(第57条の6第1項関係)

＜振替手続＞

- 国際協力排出削減量の取得及び移転（振替）は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとすること。  
(第57条の11第1項関係)

＜国が決定する貢献のための利用＞

- 無効化を行う国際協力排出削減量は、日本国及び相手国の承認を受けたものでなければならないものとする。  
(第57条の18関係)

※ JCMクレジットの帰属や譲渡の効力発生要件等、保有者の権利を明らかにするための所要の規定を整備

※ 現行法第9章における京都議定書に基づく算定割当量の定義、割当量口座簿等の規定その他の関係規定を削除（令和8年1月1日）

□ JCMクレジットの管理に関する主務大臣の事務についての規定を整備

- 主務大臣による、JCM登録簿（国際協力排出削減量口座簿）の作成
- JCM登録簿に法人等保有口座の開設を受けるための申請手続
- JCMクレジットの取得及び移転の手続（振替手続）等について規定

□ JCMクレジットを我が国の国が決定する貢献（NDC）に利用する際の手続に関する規定を整備

- JCMクレジットをNDCに活用する際の、日本国及び相手国の承認や、パリ協定に沿った計算方法の適用について規定

### <指定実施機関の指定>

- 主務大臣は、その指定する者（**指定実施機関**）に、JCMクレジットの発行及び管理に関する事務（国際協力排出削減量関係事務）の**全部又は一部を行わせることができるものとする**こと。
- **指定実施機関の指定は、全国に一を限り**、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行うものとする（第57条の19関係）

※事務分担は、事務規程（第57条の24）及び事業計画書（第57条の25）により整理

※指定実施機関が国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合、必要に応じて政府が全部若しくは一部の事務を自ら行えるよう規定（第57条の33）

## □ 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施している事務を**指定法人において一元的に行う体制を整備し、業務を効率化**

- 指定法人が関連業務を一気通貫で行うことで、国内の連絡調整等のコストが圧縮され、全体として**業務の効率化が図られる**。
- 年度単位の委託業務による現行の体制と比べ、年度を跨ぐ中長期的かつ**安定的な実施体制の確保**が可能。
- 各プロジェクトの相手国・事業者に関する**情報の一元的な管理が可能**
- 政府は、JCMの利活用促進やパートナー国の拡大等の政策面に注力できる。

## □ 指定実施機関と政府側の役割分担

### 指定実施機関

- JCMクレジットの発行及び管理に関する事務の**大宗を一元的に実施**

### 日本政府

- **新規パートナー拡大に向けた協議や、大規模プロジェクト案件の組成**
- **各種方針決定や合同委員会における決議** 等

## □ 指定実施機関の監督

- 指定実施機関は、一般財団法人等に限定され、秘密保持義務等が課される他、役員の選任・解任、事務規程、事業計画書等は主務大臣の認可が必要。
- 指定実施機関が一定の要件に該当するに至った場合には、主務大臣は、その指定を取り消す、又は国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨規定。
- 主務大臣による監督命令、立入検査等を規定。